

自動車産業適正取引ガイドライン 新旧対照表

改正後	改正前	備考
第1章 自動車産業の目指すべき調達慣行について ～協調的投資を促す調達慣行五原則～ 1. 自動車産業の競争力を支えるサプライチェーンと調達関係の特徴 自動車は、その構成部品点数が2～3万にも及ぶと言われる大規模な組立加工産業であり、幅広い産業の裾野を持っている。関連産業の出荷額は約<u>7.2兆円</u>と我が国製造業の出荷額における<u>19.2%</u>を占め、関連産業を含めた就業人口は、全就業人口の8.2%に達する¹。 (脚注) 1 一般社団法人日本自動車工業会「日本の自動車工業<u>2025</u>」 2～4. (略) 5. パートナースhip構築宣言の実施及び浸透 (1) <u>委託事業者</u>は、<u>全国中小企業振興協会</u>のパートナースhip構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナースhip構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナースhip構築宣言を行った<u>委託事業者</u>は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとする。	第1章 自動車産業の目指すべき調達慣行について ～協調的投資を促す調達慣行五原則～ 1. 自動車産業の競争力を支えるサプライチェーンと調達関係の特徴 自動車は、その構成部品点数が2～3万にも及ぶと言われる大規模な組立加工産業であり、幅広い産業の裾野を持っている。関連産業の出荷額は約<u>5.6兆円</u>と我が国製造業の出荷額における<u>17.1%</u>を占め、関連産業を含めた就業人口は、全就業人口の8.2%に達する¹。 (脚注) 1 一般社団法人日本自動車工業会「日本の自動車工業<u>2023</u>」 2～4. (略) 5. パートナースhip構築宣言の実施及び浸透 (1) <u>親事業者</u>は、<u>下請企業振興協会</u>のパートナースhip構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナースhip構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナースhip構築宣言を行った<u>親事業者</u>は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとする。	データ更新に伴う修正（見消版 P4） 用語の変更に伴う団体名の変更（見消版 P7）

改正後	改正前	備考
第2章 自動車産業において指摘されている取引上の問題と下請法及び独占禁止法の留意点並びにベストプラクティス ～当事者間の認識の差を解消するために～ 1. 取引上の問題が指摘される原因 ～当事者相互の認識格差～ (1) ～ (2) (略) (3) 当事者相互の認識格差を埋めるための工夫 <u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u>（以下「<u>取適法</u>」という。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「<u>独占禁止法</u>」という。）上の問題がある行為なのか、「許容される原価低減活動」なのかを判別する画一的な基準を示すことは難しい³が、だからこそ、当事者間の認識の差を埋める努力が重要である。 まずは、十分に真摯な相互協議の必要性を強調したい。例えば<u>取適法</u>上の「買いたたき」の有無の判断に当たっては、対価の決定方法の不当性が重視されているところ⁴、自らが取引上優越した地位にある場合には、一方的な対応をするのではなく、相手先と十分に真摯な協議を行うことが必要である。<u>また、相互の認識格差を埋める上で必要に応じて、中小受託事業者側からも価格協議を求めていくことが重要である。</u> <u>取適法における委託事業者の禁止事項として「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託</u>	第2章 自動車産業において指摘されている取引上の問題と下請法及び独占禁止法の留意点並びにベストプラクティス ～当事者間の認識の差を解消するために～ 1. 取引上の問題が指摘される原因 ～当事者相互の認識格差～ (1) ～ (2) (略) (3) 当事者相互の認識格差を埋めるための工夫 <u>下請代金支払遅延等防止法</u>（以下「<u>下請法</u>」という。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「<u>独占禁止法</u>」という。）上の問題がある行為なのか、「許容される原価低減活動」なのかを判別する画一的な基準を示すことは難しい³が、だからこそ、当事者間の認識の差を埋める努力が重要である。 まずは、十分に真摯な相互協議の必要性を強調したい。例えば<u>下請法</u>上の「買いたたき」の有無の判断に当たっては、対価の決定方法の不当性が重視されているところ⁴、自らが取引上優越した地位にある場合には、一方的な対応をするのではなく、相手先と十分に真摯な協議を行うことが必要である。	適切な協議に係る補足 （見消版 P9） * 委託側からの協議呼びかけに受託側も速やかに回答する等のコミュニケーション円滑化

改正後	改正前	備考
<u>事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。」（取適法第5条第2項第4号）が規定されたことを踏まえ、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為が禁止されたことに留意する必要がある。ここで「当該協議に応じず」とは、協議結果が中小受託事業者の意向に沿うものであることまでを求めるものではないが、例えば中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合の他、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして協議の実施を困難にさせる場合を含むことにも留意する必要がある。</u> （略） また、<u>委託事業者及び中小受託事業者</u>は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、<u>中小受託事業者</u>からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。 <u>なお、取適法における従業員基準（取適法第2条第8項第5号）では、「常時使用する従業員の数が300人を超える法人たる事業者」であって「常時使用する従業員の数が300人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの」が対象となる。「常時使用する従業員の数」については、運用基準の第2の2(2)において、「その事業者が使用する労働者」のうち、</u>	（略） また、<u>親事業者及び下請事業者</u>は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、<u>下請事業者</u>からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。	が協議円滑化のためにも望ましいため補足すべき（古澤委員） 従業員基準に係る補足（特に従業員数の確認）（見消版 P10）

改正後	改正前	備考
「日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、 「その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者」の数によって算定されるものであるとされている。具体的な算定の頻度や方法については、関係する事業者間に委ねられることとなるが、 例えば、年1～2回の頻度で電磁的に管理される方法などとした上で取引企業間の双方又はいずれかに不利益が生じる場合にあっては柔軟に見直しを行うといった対応が想定しうる。いかなる確認方法を採用する場合であっても、中小受託事業者に、一方的に確認コスト等の負担を押しつけないようにしなければならない。当事者双方の協議の上で、取適法の趣旨を踏まえ、中小受託事業者の利益が適切に保護されるような確認体制が構築されるよう留意するものとする。」 （脚注） 3 例えば、「買ったたき」とは「同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること」（取適法第5条第1項第5号）とされ、その該当性の判断にあたっては、単に対価の水準のみならず、「製造委託等代金の額の決定に当たり中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する」こととされている（「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する	（脚注） 3 例えば、「買ったたき」とは「同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」（下請法第4条第1項第5号）とされ、その該当性の判断にあたっては、単に対価の水準のみならず、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する」こととされている（「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」令和7年公正取引委員会事務総長通達第18	より正確な記載ぶりに修正（公取委） ＊質問：確認の管理工数は委託事業者が全て負担か？（部工会） →「一方的に」とあるよう全て中小受託事業者に負わすべきでないとの趣旨。全て委託事業者負担との解釈ではない。

改正後	改正前	備考
<u>る法律の運用基準</u>」令和7年公正取引委員会事務総長通達第18号)<u>(以下「運用基準」という。)</u>が、画一的な基準を示すことは難しく、ケースバイケースの判断とならざるを得ない、とされている。 4 <u>運用基準</u>第4の「5 買ったたき」の(2)においては、対価の決定方法の不当性に着目して、買ったたきに該当するおそれのある行為類型が掲げられている。 2. <u>取適法</u>及び独占禁止法上の留意点 ～優越的地位にある事業者であれば取適法対象でなくとも要注意～ <u>取適法</u>は、対象となる<u>委託事業者</u>の義務として、発注内容の明示等の4つの義務及び買ったたきの禁止等の11の禁止行為を規定しており、これらの義務や禁止行為に反する行為は原則として<u>取適法違反</u>となる。 <u>取適法</u>が取引の内容、資本金・出資金<u>及び従業員数</u>により区分される<u>委託事業者・中小受託事業者間の取引(資本金・出資金と従業員数のいずれかでも該当する取引)</u>にのみ適用されるのに対し、独占禁止法は、事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁じている。 3. 自動車産業において問題視されやすい具体的行為類型についての整理 (略) (脚注)	号)が、画一的な基準を示すことは難しく、ケースバイケースの判断とならざるを得ない、とされている。 4 「<u>下請代金支払い遅延等防止法に関する運用基準</u>」第4の「5 買ったたき」の(2)においては、対価の決定方法の不当性に着目して、買ったたきに該当するおそれのある行為類型が掲げられている。 2. <u>下請法</u>及び独占禁止法上の留意点 ～優越的地位にある事業者であれば取適法対象でなくとも要注意～ <u>下請法</u>は、対象となる<u>親事業者</u>の義務として、発注内容の明示等の4つの義務及び買ったたきの禁止等の11の禁止行為を規定しており、これらの義務や禁止行為に反する行為は原則として<u>下請法違反</u>となる。 <u>下請法</u>が取引の内容、資本金・出資金により区分される<u>親事業者・下請事業者間の取引</u>にのみ適用されるのに対し、独占禁止法は、事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁じている。 3. 自動車産業において問題視されやすい具体的行為類型についての整理 (略) (脚注)	従業員基準に係る補足 (見消版 P11) *いずれでも該当する場合対象となることを明示すべき(渡邊委員)

改正後	改正前	備考
9 ここで言う「関連法規等」とは、主として<u>取適法</u>、<u>受託中小企業振興法</u>（以下「<u>受託振興法</u>」という。）及び独占禁止法を念頭に置いている（一部、不正競争防止法や産業政策上の留意点を提示している部分もある）。<u>以下同じ。</u> （１）補給品の<u>取扱い</u>¹¹ （ア）～（イ）（略） （ウ）量産の終了した補給品の製造委託契約を結ぶ場合には、<u>原材料費、型製造費、納品形態、供給期間及び計画台数など</u>量産時とは異なる条件を加味しながら、委託事業者と受託事業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましい。この場合、量産終了後、速やかに補給品供給期間、価格改定の協議が行えるよう、委託事業者が生産状況を明確に伝えることが重要である。また、こうした望ましい取引を実践するためにも、量産時における当初の契約の際に、補給品供給期間、量産終了後の価格決定方法等について、あらかじめ具体的な内容について合意を取り交わしておくことが望ましい。 （略） （２）型取引の適正化 （ア）（略） （イ）関連法規等に関する留意点 （略） <u>取適法</u>の適用対象となる取引を行う場合には、<u>委託事業者</u>が長期にわたり使用されない補給品の型を<u>中小受託事業者</u>に無償で保管させたり、発注内容に含まれていないにも関わらず、型	9 ここで言う「関連法規等」とは、主として<u>下請法</u>、<u>下請中小企業振興法</u>（以下「<u>下請振興法</u>」という。）及び独占禁止法を念頭に置いている（一部、不正競争防止法や産業政策上の留意点を提示している部分もある）。 （１）補給品の<u>価格決め</u>¹¹ （ア）～（イ）（略） （ウ）量産の終了した補給品の製造委託契約を結ぶ場合には、<u>原材料費及び型製造費等</u>について量産時とは異なる条件を加味しながら、委託事業者と受託事業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましい。この場合、量産終了後、速やかに補給品供給期間、価格改定の協議が行えるよう、委託事業者が生産状況を明確に伝えることが重要である。また、こうした望ましい取引を実践するためにも、量産時における当初の契約の際に、補給品供給期間、量産終了後の価格決定方法等について、あらかじめ具体的な内容について合意を取り交わしておくことが望ましい。 （略） （２）型取引の適正化 （ア）（略） （イ）関連法規等に関する留意点 （略） <u>下請法</u>の適用対象となる取引を行う場合には、<u>親事業者</u>が長期にわたり使用されない補給品の型を<u>下請事業者</u>に無償で保管させたり、発注内容に含まれていないにも関わらず、型の図面	補給品取引の実態を踏まえた補足（見消版 P16） ＊価格以外の内容も含まれるよう追記修正すべき（小山委員）

改正後	改正前	備考
の図面の無償提供を要請したりすることは、<u>取適法第5条第2項第2号</u>の不当な経済上の利益の提供要請に該当し、<u>取適法違反</u>になるおそれがある。また、型のみを納品する取引から、型に加えて受託事業者のノウハウが含まれる型設計図面等の技術資料を納品する取引に変更したにも関わらず、代金の見直しをせず、従来通りの型のみを納品する取引の代金に据え置くことは、<u>取適法第5条第1項第5項</u>の買いたたきに該当し、<u>取適法違反</u>になるおそれがある。 <u>また、企業取引研究会報告書（令和6年12月、企業取引研究会¹⁴⁾において、中小受託事業者に対し金型等を保管させる行為は、金型等の所有権の存在に関わらず、取適法上問題となり得る旨整理すべきとされたことに加え、令和7年5月に型無償取引に関して公正取引委員会によるQ&A¹⁵⁾が改訂されたことを踏まえ、金型等を委託事業者が所有する場合のほか、中小受託事業者が所有する場合であっても、委託事業者が事実上管理しているときには当該行為が不当な経済上の利益の提供要請の禁止として問題となることが運用基準に明記されたことについても留意する必要がある。</u> <u>そのほか、取適法では、専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても金型と同様に製造委託の対象物となる（取適法第2条第1項）。これら金型等の保管費の算出方法については、保管の態様も様々であることから、双方協議の上で中小受託者側が納得している場合であれば、例えば年度毎のまとめ払いも許容されるものであり、また、中小受託者側の利益を不当に害していないことの合理的な説明が可能な場合であれ</u>	の無償提供を要請したりすることは、<u>下請法第4条第2項第3号</u>の不当な経済上の利益の提供要請に該当し、<u>下請法違反</u>になるおそれがある。また、型のみを納品する取引から、型に加えて受託事業者のノウハウが含まれる型設計図面等の技術資料を納品する取引に変更したにも関わらず、代金の見直しをせず、従来通りの型のみを納品する取引の代金に据え置くことは、<u>下請法第4条第1項第5項</u>の買いたたきに該当し、<u>下請法違反</u>になるおそれがある。	型保管に係る補足（見消版 P21） *Q&A が特定できるよう記載すべき（部工会） 木型・治具等の対象物追加に係る追記、金型の保管費の算出方法に係る補足

改正後	改正前	備考
<u>ば、原則、算出方法の詳細は問わないものであるが、一度、中小受託者側が納得したものであっても、中小受託者側に対する押しつけとならないように、協議の求めに応じ、必要な見直しを行うなど、十分に留意する必要がある。</u> <u>(脚注)</u> <u>1 4 本研究会は、優越的地位の濫用規制の在り方について、取適法を中心に、各分野の専門家等が検討することを目的として、公正取引委員会と中小企業庁を共同事務局として令和6年に設立された。</u> 1 5 公正取引委員会ホームページ「よくある質問コーナー（下請法）」の「(型等の保管) Q4 6 当社は、部品の製造を委託している下請事業者に、その製造に用いる金型を保管してもらっているが、不当な経済上の利益の提供要請に該当するか」について参照。 https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html (ウ) (略) (エ) 具体的なベストプラクティス²⁰ (略) ＜契約を取り交わし、型保管の期間及び数量を最小限にとどめ、保管費用の支払いを行っている例＞ 金型の所有権は全て発注者にあり、量産終了後に金型保管に関する書面契約を結び発注者が受注者に保管費用を支払い、受注者が金型を一定期間（2年間）保管している。契約期間終了後は、原則金型は廃棄するが、発注者が受注者に要請した場合に	(ウ) (略) (エ) 具体的なベストプラクティス²⁰ (略) ＜契約を取り交わし、型保管の期間及び数量を最小限にとどめ、保管費用の支払いを行っている例＞ 金型の所有権は全て発注者にあり、量産終了後に金型保管に関する書面契約を結び発注者が受注者に保管費用を支払い、受注者が金型を一定期間（2年間）保管している。契約期間終了後は、原則金型は廃棄するが、発注者が受注者に要請した場合に	*「協議の求めに応じ」を追加すべき（加藤委員） 企業取引研究会報告書の言及を受けて同研究会の概要について補足

改正後	改正前	備考
は、再契約を行い同様に発注者負担で受注者が金型を保管している。 <u><金型と部品番号の確認を円滑に行っている事例></u> <u>受託事業者の棚卸しのタイミングで、貸与型とその金型で生産する部品番号の組合せの確認を行っている。</u> <u><自動車メーカーによる貸与型の管理事例></u> <u>自動車メーカー自身の固定資産管理とは別のシステムにより、共通型（他の型との組合せ等により別部品にも共通して用いられる型）の情報を整理し管理を行っている。</u> (略) (3) (略) (ア) (略) (イ) 関連法規等に関する留意点 (略) <u>取適法</u>の適用対象となる取引を行う場合には、このように取引条件が変更されても、<u>委託事業者</u>が一方的に従来と同様の<u>製造委託等代金</u>で納入させることとしたときは、<u>取適法第5条第1項第5号</u>の買いたたきに該当するおそれがある。分割納品時の運賃負担についても、コスト計算等に基づいて、<u>中小受託事業者と委託事業者</u>が十分な協議を行って決定する必要がある。 <u>取適法</u>において、物品の運送の再委託に加えて、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定	は、再契約を行い同様に発注者負担で受注者が金型を保管している。 (3) (略) (ア) (略) (イ) 関連法規等に関する留意点 (略) <u>下請法</u>の適用対象となる取引を行う場合には、このように取引条件が変更されても、<u>親事業者</u>が一方的に従来と同様の<u>下請代金</u>で納入させることとしたときは、<u>下請法第4条第1項第5号</u>の買いたたきに該当するおそれがある。分割納品時の運賃負担についても、コスト計算等に基づいて、<u>下請事業者と親事業者</u>が十分な協議を行って決定する必要がある。	実態を踏まえたベストプラクティスの追記（見消版 P27） 新たに特定運送委託が対象となったことに伴う追記（見消版 P29） *特定運送委託が対象となった点の強調は望ましい（渡邊委員）

改正後	改正前	備考
する者を含む。)に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者 に委託すること」(特定運送委託)も規制対象(取適法第2条第5 項)となることも留意する必要がある。 (ウ)～(エ)(略) (オ) 荷主の立場からの適正取引の取組 (略) こうしたことから、自動車産業においても、「トラック運送業に おける下請・荷主適正取引推進ガイドライン」に記されていると おり、荷主の立場から問題となる行為に関して、<u>令和6年5月に</u> <u>改正された物資の流通の効率化に関する法律や貨物自動車運送事</u> <u>業法など関係法規等に留意しながら、適正取引に向けて取組を進</u> <u>めていくべき。</u> (4) 原材料価格、エネルギーコスト、労務費等の価格転嫁 (ア)(略) (イ) 関連法規等に関する留意点 原材料価格、エネルギーコスト(燃料費、電気料金)、労務費等 の値上がりや、環境保護等のための規制強化に伴うコスト増、諸 経費等(運送費、保管費、電子受発注又は電子的な決済等に係る導 入費用等のコスト、環境対応コスト等)の増加が委託事業者に認 められず、一方的に従来の価格での納入を求められることがある。 <u>取適法の適用対象となる取引を行う場合には、このように、委託</u> <u>事業者が中小受託事業者に対して一方的に従来の価格での納入を</u> <u>要求した場合、取適法第5条第1項第5号の買いたたきに該当す</u> <u>るおそれがある。そのため、取引価格については、コスト計算等</u> <u>に基づき、中小受託事業者と委託事業者が十分な協議を行って決定</u>	(ウ)～(エ)(略) (オ) 荷主の立場からの適正取引の取組 (略) こうしたことから、自動車産業においても、「トラック運送業に おける下請・荷主適正取引推進ガイドライン」に記されていると おり、荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留 意しながら、適正取引に向けて取組を進めていく<u>ことが望ましい。</u> (4) 原材料価格、エネルギーコスト、労務費等の価格転嫁 (ア)(略) (イ) 関連法規等に関する留意点 原材料価格、エネルギーコスト(燃料費、電気料金)、労務費等 の値上がりや、環境保護等のための規制強化に伴うコスト増、諸 経費等(運送費、保管費、電子受発注又は電子的な決済等に係る導 入費用等のコスト、環境対応コスト等)の増加が委託事業者に認 められず、一方的に従来の価格での納入を求められることがある。 <u>下請法の適用対象となる取引を行う場合には、このように、親事</u> <u>業者が下請事業者に対して一方的に従来の価格での納入を要求し</u> <u>た場合、下請法第4条第1項第5号の買いたたきに該当するおそ</u> <u>れがある。そのため、取引価格については、コスト計算等に基づ</u> <u>き、中小受託事業者と委託事業者が十分な協議を行って決定する</u>	物効法及び改正トラッ ク法施行を踏まえた補 足(見消版 P30)

改正後	改正前	備考
する必要がある。 (ウ) 望ましい取引慣行 (略) <u>その際、業界慣行に基づく一方的な対価の決定や、従前の対価からの一方的な減額を行ってはならないほか、委託事業者は、運用基準に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」、「中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」を行わないことを徹底する点に留意する必要がある。</u> (略) (5) 一方的な原価低減率の提示 (ア) (略) (イ) 関連法規等に関する留意点 (略) また、発注後に委託事業者が予算単価・価格に基づき一方的に代金を減額することは、<u>中小受託事業者に責任がないのに製造委託等代金を減額することを禁止した取適法第5条第1項第3号の代金減額に該当し、取適法違反となる点、さらに、コスト増加等の費用の変動が生じた場合に、中小受託事業者が協議を求めたにもかかわらず、委託事業者が当該協議に応じないときは、取適法第5条第2項第4号の協議に応じない一方的な代金決定の禁止に該当し、取適法違反となる点に留意する必要がある。</u> (略) (6) ～ (7) (略)	必要がある。 (ウ) 望ましい取引慣行 (略) (5) 一方的な原価低減率の提示 (ア) (略) (イ) 関連法規等に関する留意点 (略) また、発注後に親事業者が予算単価・価格に基づき一方的に代金を減額することは、<u>下請事業者に責任がないのに下請代金を減額することを禁止した下請法第4条第1項第3号の代金減額に該当し、下請法違反となる。</u> (6) ～ (7) (略)	中小企業振興基準改正を踏まえて追記（中企庁）（見消版 P33） ＊「業界慣行に基づく」は削除すべき（加藤委員） 適切な協議に係る補足（見消版 P39） より適切な記載ぶりに修正（公取委）

改正後	改正前	備考
(8) 取引条件の変更 (ア) (略) (イ) 関連法規等に関する留意点 (略) <u>取適法</u>の適用対象となる取引を行う場合には、このように、<u>委託事業者</u>が、自己の都合で発注内容を変更したにもかかわらず、<u>中小受託事業者</u>が当該発注内容の変更のために要した費用を全額負担しない場合には、<u>取適法第5条第2項第3号</u>の不当な給付内容の変更¹に該当し、<u>取適法違反</u>となるおそれがある。 <u>また、当該発注内容の変更のために新たな費用が発生した場合に、中小受託事業者が協議を求めたにもかかわらず、委託事業者が当該協議に応じないときは、取適法第5条第2項第4号の協議に応じない一方的な代金決定の禁止に該当し、取適法違反となる</u><u>点に留意する必要がある。</u> (略) (9) 受領拒否・検収遅延 (ア) 略 (イ) 関連法規等に関する留意点 ○検収遅延（支払遅延） (略) <u>取適法</u>の適用対象となる取引を行う場合には、<u>取適法第5条第1項第2号</u>の規定により、<u>委託事業者</u>は、検収が終わるか否かを問わず、金型を受領した日（<u>納品日</u>）から起算して60日以内において、かつ、できるだけ短い期間内に定めなければならない支払期日に<u>製造委託等代金</u>を全額支払わないと<u>取適法違反</u>となるので	(8) 取引条件の変更 (ア) (略) (イ) 関連法規等に関する留意点 (略) <u>下請法</u>の適用対象となる取引を行う場合には、このように、<u>親事業者</u>が、自己の都合で発注内容を変更したにもかかわらず、<u>下請事業者</u>が当該発注内容の変更のために要した費用を全額負担しない場合には、<u>下請法第4条第2項第4号</u>の不当な給付内容の変更²に該当し、<u>下請法違反</u>となるおそれがある。 (略) (9) 受領拒否・検収遅延 (ア) 略 (イ) 関連法規等に関する留意点 ○検収遅延（支払遅延） (略) <u>下請法</u>の適用対象となる取引を行う場合には、<u>下請法第4条第1項第2号</u>の規定により、<u>親事業者</u>は、検収が終わるか否かを問わず、金型を受領した日から起算して60日以内において、かつ、できるだけ短い期間内に定めなければならない支払期日に<u>下請代金</u>を全額支払わないと<u>下請法違反</u>となるので留意が必要であ	適切な協議に係る補足 （見消版 P52） より適切な記載ぶりに 修正（公取委） *納品日と検収の関係 について補足すべき （山中委員）（見消版 P56）

改正後	改正前	備考
留意が必要である。 (ウ) 望ましい取引慣行 ○検収遅延 技術的に難しい成果物の検収を、効率よく、また<u>取適法</u>に違反しない形で終わらせるには、まず、発注時の使用と検収基準を明確にすることが望ましい。また、あらかじめ検収に必要な期間を明確に定め、その期間内に検収を終了させるようにすることが<u>適当</u>である。 <u>また、昨今の型取引では、委託事業者の依頼を受けて中小受託事業者側が試作をし、その成果物をサンプル品として委託事業者に提供する場合など型の移動を伴わないケースも見られるところ、そのような場合にあっては、中小受託事業者が試作をした成果物が委託事業者に提供された日を、取適法第3条第1項の「委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日」とすることが適当である。</u> (10) 手形の交付・有償支給原材料の早期決済及び在庫保管 (ア) 主な意見 (素形材メーカー等) ○依然として150日や180日といった長期手形の交付をされたことがある。<u>(取適法施行前の意見。取適法では、手形払いは認められず。また、製品や役務の受領日から現金受領までの期間は厳に60日以内とする必要あり。以下同じ。)</u> (部品メーカー) <発注側> (略)	る。 (ウ) 望ましい取引慣行 ○検収遅延 技術的に難しい成果物の検収を、効率よく、また<u>下請法</u>に違反しない形で終わらせるには、まず、発注時の使用と検収基準を明確にすることが望ましい。また、あらかじめ検収に必要な期間を明確に定め、その期間内に検収を終了させるようにすることが<u>望ましい</u>。 (10) 手形の交付・有償支給原材料の早期決済及び在庫保管 (ア) 主な意見 (素形材メーカー等) ○依然として150日や180日といった長期手形の交付をされたことがある。 (部品メーカー) <発注側> (略)	*型の移動が伴わないケースの給付受領日についても追記すべき (山中委員)(見消版P57) *「150日や180日」といった意見の箇所は取適法の規定に比し、誤解を与えかねず (藤原委員)(見消版P58)

改正後	改正前	備考
＜受注側＞ ○取引先との合意事項であり、長期手形の交付が支払い条件になることはない。 ＜発注側・受注側双方＞ ○サプライチェーン上、発注・受注双方の立場となる大企業・中堅企業 <u>企業のサプライヤー</u>にあつては、発注側は取適法の対象として手形払禁止となり、受注側は対象外となり禁止とならない場合がある。結果、板挟みとなり、資金繰りに窮することになりかねない点を懸念。 （イ）関連法規等に関する留意点 ○長期手形の交付 令和7年5月に改正された取適法又は受託振興法の適用対象となる取引を行う場合には、製造委託等代金の支払は現金によることとされている。 <u>これまで公正取引委員会及び中小企業庁は、関係事業者団体に対し、「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日中小企業庁長官・公正取引委員会事務総長）を発出し、おおむね3年以内（令和6年）を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内とすることなどの要請を行ってきたところ。係る中で企業取引研究会報告書での提言等を踏まえ、令和7年に改正された取適法においては、製造委託等代金の支払については手形払が全面的に禁止となること、加えて、現金払以外の支払、例えば電子記録債権や一括決済方式によるものについては、①満期が支払期日を超えるものは使用禁止、②満期が支払期日を超えないものであっても記録手数料等を中小受託事業者負担させることで支払期日までに中小受託事業者が製造委託等代金</u>	＜受注側＞ ○取引先との合意事項であり、長期手形の交付が支払い条件になることはない。 （イ）関連法規等に関する留意点 ○長期手形の交付 <u>下請法又は下請振興法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の支払は現金によることが原則である。加えて、下請振興法の振興基準では、少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととされている。一方、手形による支払も認められているが、著しく長いサイトの手形など、割引困難な手形の交付は、下請事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法第4条第2項第2号により禁止されている。</u>公正取引委員会及び中小企業庁は、関係事業者団体に対し、「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日中小企業庁長官・公正取引委員会事務総長）を発出し、おおむね3年以内（令和6年）を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内とすることなどの要請を行っている。また、現在まで、公正取引委員会及び中小企業庁は、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、<u>ほぼ妥当と認められる手形期間（繊維業90日・その他の業種120日）</u>	関係事業者団体に寄せられた意見について追記（見消版 P58） ＊「中堅企業」と「サプライヤー」は不要、削除すべき（部工会） ＊「場合がある」追記（加藤委員） 訂正漏れ 手形払い禁止に係る修正 ＊「現金受領まで60日以内」であることを

改正後	改正前	備考
<u>の満額と引き換えることが困難な場合は使用禁止となることとされており（取適法第5条第2項第4号）、製品や役務の受領日から現金受領までの期間を厳に60日以内とし、取適法違反とならないよう取り組む必要がある。</u> <u>なお、企業取引研究会報告書において「振込手数料を下請事業者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず、下請法上に違反に当たる」こととし、「運用基準において明示すべき」と提言されたことに基づき、運用基準において、中小受託事業者との書面合意がある場合であっても取適法違反となる製造委託等代金の減額に該当する旨明記されたことにも留意する必要がある。</u> （ウ）望ましい取引慣行 ○手形の交付 （略） 一般的に言えば、企業規模の大きな委託事業者の方が資金調達コストは低く、受託事業者のそれは高いため、受託事業者が手形割引の形で資金調達を行うよりも、委託事業者が短期手形又は現金で支払う方が全体として資金調達コストが低減する。また、手形の現金化にかかる割引料等のコスト負担を減らすことによって、その分研究開発、設備投資、労務費等に振り分けられる資金が多くなるため、これらの支払方法の改善をサプライチェーン全体で取り組むことは、我が国製造業の競争力向上や付加価値向上に繋がるものである。 <u>なお、手形払の使用禁止に関しては、自動車産業のサプライチェーン上、発注・受注双方の立場となる大企業・中堅企業のサプライヤーの場合、発注側は取適法の対象として手形払は使用禁止</u>	<u>を超える長期の手形を割引困難な手形に該当するおそれがあるとして指導してきたが、この要請に伴い、今後、「おおむね3年以内を目処に当該期間を60日とすることを前提として、見直しの検討を行う」こととされており、留意が必要である。</u> （ウ）望ましい取引慣行 ○<u>長期</u>手形の交付 （略） 一般的に言えば、企業規模の大きな委託事業者の方が資金調達コストは低く、受託事業者のそれは高いため、受託事業者が手形割引の形で資金調達を行うよりも、委託事業者が短期手形又は現金で支払う方が全体として資金調達コストが低減する。また、手形の現金化にかかる割引料等のコスト負担を減らすことによって、その分研究開発、設備投資、労務費等に振り分けられる資金が多くなるため、これらの支払方法の改善をサプライチェーン全体で取り組むことは、我が国製造業の競争力向上や付加価値向上に繋がるものである。 <u>手形等（一括決済方式及び電子記録債権を含む。以下同じ。）により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよ</u>	明示すべき（渡邊委員） （見消版 P59） 振込手数料の負担の在り方について運用基準上で明記されたことを踏まえて補足 ＊質問：「下請法」は修正すべきでは（部工会） →引用箇所のため修正せず 手形払い禁止に係る補足（見消版 P61） ＊「中堅企業」、「サプライヤー」は不要ではないか（部工会）

改正後	改正前	備考
となる一方、受注側は対象外となり禁止とならないため板挟みとなった結果、資金繰りに窮することが懸念される場合があるとの声がある点にも留意すべき。本件に関しては前述の企業取引研究会報告書において、「<u>下請法が適用されないサプライチェーン全体において支払サイトを短くする取組が必要</u>」とする意見がある他、その解決の方向として「<u>例えば、下請法で支払サイトの短縮化に取り組む親事業者に対する資金繰り負担の軽減方策</u>」や「<u>下請法対象取引以外についても、正常な商習慣に照らして不当に長く支払サイトを設定するような行為について、優越的地位の濫用の問題として優越ガイドライン等で考え方を示すこと等を検討していく必要あり</u>」とされている点についても、引き続き注視していく必要がある。 (略) (エ) (略) (11) (略) 第3章 (略) 第4章 自動車産業の現代的な課題への対応 ～海外における適正取引と推進～ 1. 自動車産業の国際展開の現状と海外での適正取引推進の要請	<u>うこれを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定することが望ましい。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるよう、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払い期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すものとする。</u> <u>また、親事業者及び下請事業者は、約束手形の利用廃止等に向け、次の取組を進めるものとする。</u> ① <u>約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイト（約束手形の交付日から満期までの期間又はこれに相当する期間をいう。以下同じ。）については、60日以内とするよう努めるものとする。</u> ② <u>約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。</u> (略) (エ) (略) (11) (略) 第3章 (略) 第4章 自動車産業の現代的な課題への対応 ～海外における適正取引と推進～ 1. 自動車産業の国際展開の現状と海外での適正取引推進の要請	＊「場合がある」追記（加藤委員） データ更新に伴う修正（見消版 P76）

改正後	改正前	備考
我が国の自動車生産は、海外生産が<u>約 1 6 0 0 万台</u>を超え、国内生産（<u>約 8 0 0 万台</u>）の 2 倍の規模となっている。二輪車の生産については、海外市場の増大が産業を支えているという構図はより顕著であり、海外生産はアジアを中心に急拡大して<u>約 2 7 0 0 万台</u>となっており、国内生産の<u>4 0 倍</u>を超える規模となっている。我が国の自動車産業の活動と収益の基盤の大半が海外市場にあるといっても過言ではない。 （略） 2. 海外における適正取引推進のために留意すべき四つの原則 （略） 第四に、輸出入にかかるコストの適正な負担の原則である。グローバルに効率的なサプライチェーンを構築するには、海外での現地生産と日本からの部品輸出を組み合わせることとなるが、<u>日本から輸出される部品についても適正な取引が実現されるよう取り組むべきである。</u>また、部品輸出では経済連携協定（EPA）の利用により関税率の低減などの利益を得られることから、EPA 利用拡大による自動車産業の国際競争力強化が期待される。EPA 利用の申請には原産地証明書等の申請関連書類を作成する必要があるが、親委託事業者が下請中小受託事業者に対して原産性証明に必要な書類作成等の協力を求める場合には、適正な価格転嫁について十分な協議に努めることが望ましい。	我が国の自動車生産は、海外生産が<u>1 8 0 0 万台</u>を超え、<u>いまや国内生産（約 9 0 0 万台）</u>の 2 倍の規模となっている。二輪車の生産については、海外市場の増大が産業を支えているという構図はより顕著であり、海外生産はアジアを中心に急拡大して<u>約 2 4 0 0 万台</u>となっており、国内生産の<u>4 5 倍</u>を超える規模となっている。我が国の自動車産業の活動と収益の基盤の大半が海外市場にあるといっても過言ではない。 （略） 2. 海外における適正取引推進のために留意すべき四つの原則 （略） 第四に、輸出入にかかるコストの適正な負担の原則である。グローバルに効率的なサプライチェーンを構築するには、海外での現地生産と日本からの部品輸出を組み合わせることとなるが、部品輸出では経済連携協定（EPA）の利用により関税率の低減などの利益を得られることから、EPA 利用拡大による自動車産業の国際競争力強化が期待される。EPA 利用の申請には原産地証明書等の申請関連書類を作成する必要があるが、親委託事業者が下請中小受託事業者に対して原産性証明に必要な書類作成等の協力を求める場合には、適正な価格転嫁について十分な協議に努めることが望ましい。	＊日本から海外現地企業に輸出される部品の適正取引についても追記（部工会）（見消版 P78）

※以上の表中の記載の他、本ガイドラインを改正した箇所は以下のとおり。

①用語の変更

改正前	改正後
下請代金支払遅延等防止法 （下請法）	製造委託等に係る中小受託事業者 に対する代金の支払の遅延等 の防止に関する法律（取適法）
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金
下請取引	受託取引

②条文番号の変更

規定	改正前	改正後
製造委託等代金の支払期日	2条の2	3条
書面等の明示義務	3条	4条
委託事業者の遵守事項	4条	5条

③その他

委員名簿の変更、審議経過の追記等。

以上